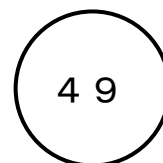


# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立福岡講倫館高等学校
課程又は 教育部門	全日制



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (1) 福岡県立福岡講倫館高等学校の教育目標

これからの時代を、自立した人間としてたくましく生きるとともに、社会に貢献できる人材の育成をめざす。

本校の教育目標を達成するためには、生徒の人権が保障される学校づくりを行い、人権を尊重し、互いに配慮しあう思いやりの学校文化を醸成していくことが必要不可欠である。そのため、その障害となるいじめを防止するために規範意識の向上や道徳的実践力の育成を図る。

### (2) いじめ防止のための基本的考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが第一である。生徒が周囲との信頼関係を築き、安心・安全な学校生活を送ることができるように、ストレスに適切に対処できる能力、自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を展開し、自己指導能力を身に付けさせ、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

第二に、些細な兆候でも、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの早期発見に努める。

いじめはどこにでも起こりうるとの認識のもと、いじめの発見や通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応し、被害生徒を必ず守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、状況によっては、県教育委員会、警察署等の関係機関と連携を取り、その対応に当たる。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

### (1) いじめについての共通理解

ア 学校生活アンケート、いじめアンケートの実施

イ アンケートを基にした「個人面談」の実施

- ・学校生活アンケート等を利用し、生徒状況やいじめと疑われる事象に関して、教職員に情報を提供するために実施する。

ウ アンケートを基にした「いじめ防止対策委員会」の実施

エ 全職員による研修会の実施

- ・学校のいじめ防止基本方針について周知徹底する。
- ・いじめに関する教職員の共通認識を図るために実施する。
- ・いじめに関して外部講師を招聘する。
- ・発達障がいや性同一性障がい等特別な配慮を必要とする生徒に関して情報を共有し、共通認識を図る
- ・いじめ防止対策委員会が中心となって実施する。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成（規範意識の向上や道徳的実践力の育成）

ア 総合学科の特色を活かし、体験的・体系的なカリキュラムの中で、思考力・判断力・表現力を深化させ、主体性・積極性・貢献する心を育成する。

イ 地域との繋がりを実感できるボランティア活動の実施

## (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア 自他をかけがえのない存在として尊重し、相手の立場に立ってものを考えることの大切さを実感できる学習体験・部活動を実施する。

イ 指導の在り方を高める職員研修の実施

ウ 特別な配慮を必要とする生徒に対する情報共有と、適切な支援を共通認識する職員研修の実施

エ 全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図り、学力向上はもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につなげる。

オ いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え、顧問が指導を行う。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### (1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが不可欠である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、手段によって行われる可能性があることを認識し、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめの疑いがあれば隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめか否かを調査する。

### (2) いじめの早期発見のための措置

ア 個人面談・保護者面談

① 個人面談（5月・10月）「教育相談強調月間」

② 保護者面談（7月・12月）「教育相談強調月間」

※保護者面談＝生徒・保護者・担任

イ アンケートの実施

① 学校生活アンケート（下記①②以外毎月1回）

② いじめアンケート記名（4月・8月・1月）

③ いじめアンケート無記名（6月・9月・11月・2月）

④ 家庭用チェックリスト（保護者が記入）（7月・12月）

⑤ いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）（4月）

ウ クラス担任・副担任及び授業担当者による毎日の状況把握

① 出席状況 ② 授業中の学習状況 ③ 清掃活動状況

エ 年次会での生徒情報交換

オ 修学支援委員会での生徒情報交換

カ 相談箱の設置及び周知、点検

キ 相談窓口等の周知（SOSの出し方教育）

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

いじめと疑われる行為（けんかやふざけ合いも含む）が確認された場合、いじめ防止対策委員会を開き生徒の感じる被害性に着目した判断を行う。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、いじめられたことを表出できない生徒やインターネットを利用したいじめに関しても、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

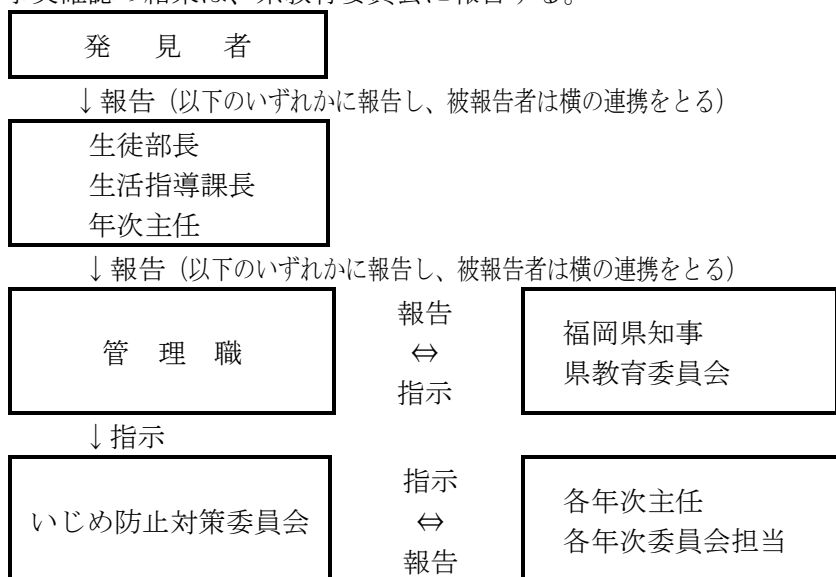
## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

### ア いじめの疑いのある行為の発見・通報

- ① 当該行為を止めさせる。
- ② 被害生徒と加害生徒及び周囲の生徒から別室にて状況を確認する。
- ③ いじめ防止対策委員会へ報告し、判断を仰ぐ。
- ④ 部活動において顧問等が、いじめ発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

### イ 組織的対応

- ① 全ての情報は、いじめ防止対策委員会で集約し、いじめの認知を行い、その後の対応を検討・実施し、職員間で情報共有し対応する。
- ② いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から FAX で第一報を入れ、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、対応について協議する。
- ③ いじめられている生徒やその保護者に対して、家庭訪問等を行い、早急に真摯に対応するとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署や専門機関と相談して対処する。
- ④ 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応を周知する。
- ⑤ 事実確認の結果は、県教育委員会に報告する。



## (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒への心身のケアを養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し行う。
- イ いじめられた生徒に責任はないことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ウ いじめられた生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒を支える体制をつくる。
- オ いじめられた生徒の保護者には、家庭訪問等を行い、子供の学校での状況について丁寧に説明するとともに、今後の学校の方針等を伝える。

## (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめた生徒から状況を確認し、なぜいじめを行ったのかを考えさせ、自らの行為の責任を自覚させ反省させる。
- イ いじめた生徒に対して、別室にて特別に指導を行う。
- ウ いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- エ 状況に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー、外部専門家等と連携し、再発防止のための指導を行う。
- オ いじめた生徒の保護者には迅速に連絡し、事実に関する理解や納得を得た上、協力して今後の指導に当たる。
- カ 保護者として留意してもらいたい点を的確に伝え、家庭での指導を促進する。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめの観衆として積極的に是認している生徒に対して

- ① 当該のいじめを囃し立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる指導を行う。
- ② 当該のいじめを自分の問題として捉えさせる指導を個別に行う。

イ いじめの傍観者として暗黙的に支持している生徒に対して

- ① 当該のいじめを自分の問題として捉えさせる指導を個別に行う。
- ② 当該のいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

ウ クラス・年次に対して

- ① 話し合いを通して、いじめを根絶しようという態度を養う指導をする。
- ② いじめの加害者・被害者、及びクラスが互いの関係を修復し、好ましい集団活動を行うことができる雰囲気をつくるよう指導する。

## (6) ネット上のいじめへの対応

ア 被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ① プロバイダ責任制限法に基づく削除依頼を行う。
- ② 必要に応じて所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

イ 関係機関と連携し、学校ネットパトロールを実施する。

ウ 情報モラル教育を推進する。(規範意識育成学習等)

## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることに加えて、いじめ防止対策委員会での会議により校長が判断する。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ア 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

##### イ 重大事態の調査主体

県教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

##### ウ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先した調査を実施する。
- ② いじめられた生徒からの状況確認を行う。
- ③ いじめられた生徒の周囲及びいじめた生徒からの状況確認を行う。

##### エ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ① いじめられた生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取する。
- ② いじめられた生徒の周囲及びいじめた生徒からの状況確認を行う。

#### (2) 調査結果の提供及び報告

##### ア 調査結果の提供

- ① 学校の設置者又は学校は、いじめられた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ② 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合がある旨を、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

##### イ 調査結果の報告

調査結果については、当該いじめの詳細及び今後の同種の事態防止策・調査結果に対する保護者所見を記し、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

### 6 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 「いじめ防止対策推進法」第22条に係る組織の役割と機能

##### ア 「いじめ防止対策推進法」第22条に係る組織について

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ② 各学期の取組について、長期休業中に評価及び修正を行う。
- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ⑤ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑥ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

#### (3) 「いじめ防止対策推進法」第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

##### ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ウ 事実関係を明確にする際には、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

- エ 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
- オ 調査にあたっては、県教育委員会か学校いじめ防止対策委員会が行う。

## 7 学校評価

- ア いじめの未然防止に向けた「魅力ある学校づくり」に向けて、客観的指標（生徒の意識調査：学校生活アンケート）を用いたアンケートを実施する。
- イ 客観的に把握した実態を踏まえた上で、行動計画の見直しも含めた、いじめ防止対策委員会で検討する。
- ウ 長期休業前には取組を評価する職員アンケート（点検と見直しのためのチェックシート）を実施する。
- エ 長期休業中には職員アンケートの結果を踏まえて、取組や計画の点検・見直しを実施する。
- オ いじめ防止対策委員会に、PTA 会長、PTA 健全育成委員長、スクールサポーターに入っただき、取組に対する評価や検討を実施する。